

1. 出題趣旨

刑事訴訟法の大系的基本的な理解がどの程度できているのかを知るため、基本的項目に関する解説を求めたものである（弁護人が被疑者・被告人などの依頼人に手続の概要を説明するための基本知識といってもいい）。

(1)被告人の勾留 法60条の理由（柱書と各号要件の関係）、必要性要件の記載と職権によること、令状審査をすることなどの基本事項の記載が望まれ、他に「採点実感」で触れる重要な事項をいくつか摘示することが望ましい。

(2)強制採血 現在、鑑定処分許可状と身体検査令状の併用によっていることと、医学上の理由と強制捜査の必要性などの理由を書くこと。

(3)犯行計画メモ 「計画が記載されたメモの存在と内容」を立証趣旨とするので「現在の精神状態の供述」であり、320条1項の伝聞禁止の対象にならない。317条により関連性（真し性）の疎明で証拠能力が認められることを軸に記載すること。

(4)一事不再理効 確定した実体裁判があれば、これと公訴事実の同一性のある訴因では再度の審判はできない効果。免訴となる（だから、性質上免訴判決にも一事不再理効がある）。

2. 採点実感

(1)被告人の勾留 60条を中心とする骨格についてはよく書けている。しかし、被疑者勾留との関係、保釈が適用されること、勾留理由開示その場合の勾留質問手続の要否などすこし奥行きのある手続のとらえ方について記述が不十分な答案が多い。「逃亡のおそれ」「罪証隠滅のおそれ」の記載は誤りである。(2)令状の併用は概ね書けているが、理由の説明が不十分。注射を強制する便宜のため身体検査令状を利用するのではない。(3)犯行計画メモが伝聞禁止の対象にならないことの説明はあるが、大切なのは317条で証拠能力を認めるのに真し性が必要であること。これを書かない答案が多い。(4)一事不再理効について概ね憲法39条の趣旨など踏まえて適切に記述されている。

3. 学習方法

大系的・基礎的な刑事訴訟法の教科書を用い、目次と事項索引を活用して各項目・用語・原則の理解を徹底すること。学説ではなく、判例と条文によって理解、整理、暗記すること。